

(案)

業務委託契約書

収 印
入 紙

1. 業務名 令和9年度評価替えに係る衛星画像調達業務委託
2. 履行場所 那須塩原市内全域
3. 履行期間 令和 7 年 9 月 2 6 日から
令和 8 年 2 月 1 3 日まで
4. 業務委託料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
5. 契約保証金 免除

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

契約年月日 令和 年 月 日

発注者 住所 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

氏名 那須塩原市 市長 渡辺 美知太郎 印

受注者 住所

氏名 印

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、質疑回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 前項の設計図書に明示されていない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(業務工程表の提出)

第5条 乙は、設計図書に定める場合には、この契約締結後速やかに業務工程表を作成して、甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 乙は、前項の業務工程表を変更すべき事由が生じた場合においては、直ちに変更業務工程表を作成して、甲に提出し、その承認を得なければならない。

(管理技術者)

第6条 乙は、設計図書に定める場合には、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、当該検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了

と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに
応じなければならない。

- 5 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（業務委託料の支払）

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（消費税等率の変更に伴う業務委託料）

第8条の2 この契約に適用される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が変更された場合の業務委託料について、税率が変更された日以降の業務委託料については変更後の消費税等の税率を適用し、算定した額とする。ただし、経過措置等が適用され、消費税等の額に変更が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

（部分払）

第9条 甲が設計図書において、履行期限に先立って業務の履行部分について当該履行部分の部分払を定めている場合において、第7条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び前条中「業務委託料」とあるのは「引渡部分に係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項により支払う業務委託料は、頭書の業務委託料の部分払とみなし、契約期間内における最後の業務の完了に伴う業務委託料の支払の際に精算するものとする。

（業務の内容変更）

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、履行期間若しくは業務の内容を変更することができる。この場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（契約不適合責任）

第11条 甲は、成果物又は業務の履行に関して契約内容との不適合があるときは、乙に対して相当の期間を定めてその不適合の修補又は是正（以下「修補」という。）を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。なお、これによつては目的が達せられない場合には、この契約を解除することができるものとする。

- 2 前項の規定による不適合の修補若しくは損害賠償の請求又は契約の解除は、甲がその不適合を知った日から1年以内に行うものとする。

- 3 甲は、成果物の引渡し又は業務完了確認の際に不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該不適合の修補又は損害の賠償を請求することはできない。ただし、乙がその不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 4 第1項の規定は、その不適合が設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 5 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて不適合の修補を催告したにもかかわらず、その期間内に修補がされない場合には、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

（催告による契約解除）

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間後相当の期間内に完了する見込みがないと甲が認めるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第7条第5項の修補又は第11条第1項の修補がなされないとき。
 - (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (5) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

（催告によらない契約解除）

- 第12条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、何ら催告を要せずにこの契約を解除することができる。
- (1) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
 - (2) 業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 業務の一部の履行が不能である場合又はその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
 - (4) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 業務の履行をせず、甲が催告をしても契約の目的を達成するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
 - (7) 乙が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
 - (8) 公正取引委員会が乙に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (9) この契約に関して、乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法

(明治40年法律第45号) 第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約解除の制限)

第13条 前2条の各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除となった場合の違約金等)

第14条 第12条又は第12条の2の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙は、第12条又は第12条の2の規定による契約の解除で損害を受けることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することはできない。

(履行遅滞における損害金等)

第15条 甲は、乙が当初の履行期間内に業務を完了しない場合は、履行期間後相当の期間内に完了できる見込みがあり、かつ、当該期間内の履行によっても契約の趣旨を全うできるときは、乙から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。ただし、遅延の理由が甲の責に帰すべきときは、この限りでない。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から部分払に係る業務委託料を差し引いた額に対し、遅延日数に応じて政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（当該計算した額が実際に生じた損害額を下回るときは、実際損害額）とする。

3 乙は、第8条の規定による甲の代金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(損害賠償の責任)

第16条 乙は、その責に帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負わなければならない。ただし、その損害の発生が甲の故意又は重大な過失による場合若しくは天災等不可抗力による場合は、この限りでない。

(権利の帰属)

第17条 この契約の成果品に係る一切の権利は、甲に帰属する。

(裁判管轄)

第18条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定める。